(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症等(以下「感染症」という。)に係る市民等の人権を擁護するため、市、市民及び事業者の責務等を明らかにすることにより、感染症に係る市民等に対する人権の侵害を未然に防止するとともに、人権の侵害による被害からの迅速かつ適切な救済を図り、もって感染症に係る市民等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。
  - (2) 事業者 市内において、商業、工業、金融業その他の事業を行う法人その他の団体又 は事業を行う個人をいう。
  - (3) 感染症に係る市民等 アからオまでに掲げる者をいう。
    - ア 市内に在住し、又は通勤、通学、観光その他の理由により来訪する者であって、感染症にかかったもの若しくはかかったおそれがあるもの(以下「感染症患者等」という。)、 感染症患者等の親族又は感染症患者等と接触したもの若しくは接触したおそれがある もの
    - イ 感染症患者等を雇用する事業者
    - ウ 市内において感染症患者等に対する医療の提供を行う医療機関及びその医療従事者
    - エ 市内に在住し、又は通勤、通学、観光その他の理由により来訪する者であって、感染 症の予防接種を受けていないもの
    - オ 市内に在住し、又は通勤、通学、観光その他の理由により来訪する者であって、マスクの着用、手指の消毒その他の感染症の感染を防止する対策をやむを得ない理由により講じていないもの

(基本理念)

第3条 何人も、感染症に係る市民等の人権を最大限に尊重し、感染症に関することを理由 として、不当な差別、偏見、中傷などの人権の侵害をしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に 関する情報の収集、整理、調査及び提供に努めなければならない。 2 市は、感染症に係る市民等の人権を擁護するため、必要な施策を講じるとともに、国及 び他の地方公共団体と相互に連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、感染症に関する正しい知識を持つとともに、感染症に係る市民等の人権の 侵害をすることのないよう十分に配慮し、感染症に係る市民等を地域社会で孤立させない よう努めなくてはならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、感染症に関する正しい知識を持つとともに、自らの行う事業において、 感染症に係る市民等の人権の侵害をすることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 2 事業者は、従業員に対し、感染症に関する正しい知識の普及に努めなければならない。 (感染症の患者等への支援)
- 第7条 市は、感染症に係る市民等からの相談を受ける窓口を設置するものとする。
- 2 市は、感染症に係る市民等が安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、感染症に係る市民等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。
- 3 前2項に規定するもののほか、市長は、感染症に係る市民等に対し、必要な支援をする ことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。